

過去に生活保護を受給していた方へ

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付を受けるためには申出が必要です。

【追加給付となる可能性のある方】

平成25年8月から令和8年3月までの間に本市で生活保護を受給していた方のうち、現在本市で生活保護を受給されていない方。

【申出受付開始日】8月1日～

詳しくは厚生労働省及び市ホームページをご確認ください。

問合先 追加給付相談センター（厚生労働省） ☎0120・179・445

申出先 生活支援課適正化推進担当（1階②番窓口）
☎939・1035



▲厚生労働省ホームページ



▲市ホームページ

多重債務相談窓口

専門の相談員がお話を伺い、多重債務の解決方法をアドバイスします。（面談又は電話）

日時 月～金（祝日を除く）
9時～12時、13時～17時

問合先 近畿財務局 多重債務相談窓口（面談は要予約）
☎06・6949・6523

各種情報

新しい農業委員を紹介

農地に関することは、お近くの農業委員へ相談してください。

任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日

地区	氏名
野中	藤井 治
藤井寺	栗野 暢之
南岡	吉田 耕一郎
北岡	田中 克房
小山	今澤 實雄
丹北小山	松内 和義
津堂	山岡 泰
道明寺	遠藤 順之
土師ノ里	辻本 富次
古室	井関 順未
沢田	松井 武彦
林	大村 元昭
	国府・惣社 池上 進
	北條・船橋 松永 吉成
	大井・川北 関元 義孝
	嘉指 淳子
	松木 洋介
	片山 敬子

（順不同敬称略）

問合先 農業委員会事務局（6階⑥番窓口） ☎939・1228

8月10日は道の日

道路へのポイ捨て、看板や商品のはみ出しによる不法占用又は違法駐車などが見られます。また、道路でのボール遊びやスケートボード等を行うことは交通の支障となり危険です。

これらは事故発生の原因となる恐れがあります。道路を常に美しく、安全に利用しましょう。

問合先 道路公園課道路水路公園管理・地籍担当（4階④番窓口）
☎939・1272

道路や、公園内の遊具の破損を見つけたときは

道路の穴や陥没、カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間、公園の遊具の破損などを見かけたら、ご連絡ください。市公式LINEの「報告・通報」からもご連絡できます。

問合先 道路公園課道路水路公園管理・地籍担当（4階④番窓口）
☎939・1272

弾道ミサイルが飛来した時の行動

Jアラートによる弾道ミサイルの緊急情報が流れた時は建物の中や地下へ「逃げる」、「伏せる」、窓から「離れる」などの行動をとりましょう。

大阪府ホームページ▶

■ J アラート全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

日時 8月26日（水） 11時～
※気象状況などによって中止になる場合があります。

※8月は、毎月第4水曜日14時からの定期試験放送は行いません。

問合先 危機管理室災害対策担当（4階④番窓口） ☎939・1190

市・府民税 第2期納期限 8月31日（月）

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※新たに口座振替をされる場合は、窓口にキャッシュカード（暗証番号が必要）をお持ちいただくか、引落口座の金融機関でお申し込みください。

※キャッシュレス決済納付もできます。

問合先 税務課納税担当（2階②番窓口） ☎939・1066



環境・安全

大阪府緑化樹の無料配付

対象 多くの方の目に触れる場所で、地域の方々と協同して緑化活動を行える方

※配付本数に限りがあるため、希望の樹種や本数を配付できないことがあります。

※個人住宅は対象外です。

樹種

- ・高木：1.5m（キンモクセイ、サザンカ、ソメイヨシノなど12種）
- ・低木：0.3～0.5m（サツキツツジ、シャリンバイ、アジサイなど9種）
- ・^つ蔓植物：0.2～0.3m（キツタ、ティカカズラ、モッコウバラなど5種）

条件

- ①地植え又は大型プランター（容量100ℓ以上）に植えこむ
- ②1箇所に高木2本以上の申請
- ③低木・^つ蔓植物の配付本数は、高木1本あたり5本以内
- ④植樹後の実績報告書の提出、枯れないように維持管理

配付時期 令和9年2月～3月（予定）

申込方法 8月21日（金）までに窓口で

申込・問合先 道路公園課道路水路公園管理・地籍担当（4階④番窓口）
☎939・1272

8月から高額療養費制度が見直されます

令和8年度と令和9年度の2段階に分けて実施します。

内容

①高額療養費の上限額が変わります。

②世帯単位での年間上

限を新設します。

詳しくはホームページをご確認ください。



問合先 保険年金課福祉医療担当（1階②番窓口） ☎939・1186
保健年金課国民健康保険担当（1階②番窓口） ☎939・1177
<見直しの背景等に関するご質問>
厚生労働省コールセンター
☎0120・617・111
（令和9年3月まで設置）

高齡介護

終活情報登録

病気や事故などで意思表示が困難になった時やお亡くなりになったときに、あらかじめ本人が希望する情報を市に登録することで、医療機関等に登録情報をお伝えすることができます。

登録内容など詳しくは市ホームページをご確認ください▶



対象 市内在住で、住民基本台帳に記載のある65歳以上の方

申請・問合先 高齡介護課高齢者福祉支援担当（1階③番窓口）
☎939・1169

税

個人事業税 第1期分の納期限 8月31日（月）

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて郵送します（口座振替ご利用の方を除く）。

※年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

問合先 大阪府南河内府税事務所
☎0721・25・1131

くらしの情報

保険・年金

国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望する方は、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。次の①～③の方が加入できます。加入には条件がありますので、詳しくはお問合せください。

対象

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②年金の受給資格期間10年（120月）を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ③海外在住で日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方

問合先 保険年金課国民年金担当（1階②番窓口） ☎939・1181

医療費を有効に使うために

医療費が増えれば、保険料や一部負担金の値上げなど、被保険者の負担が増える要因となります。

一人ひとりの心掛けが、医療費を有効に使うことにつながります。ご協力をお願いします。

- ・かかりつけ医を持ちましょう
- ・薬は必要な分だけもらいましょう
- ・特定健診・人間ドックを受けましょう
- ・医師の指示を守りましょう
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう

問合先 保険年金課国民健康保険担当（1階②番窓口） ☎939・1177



**広報ふじいでらに
広告を掲載しませんか**

掲載の広告取扱業者までお問い合わせください。

広告掲載を希望される方は、市ホームページに



マイナンバーカード交付、電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 8月29日(土) 9時～12時
 ※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新手続き】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 藤井寺市マイナンバーカードコールセンター ☎939・1071

運転免許証の自主返納を考えませんか

運転に自信がなくなった方は、お近くの警察署で、運転免許証を返納できます。運転免許証を返納された方は、運転経歴証明書の交付を申請できます(交付手数料がかかります)。



▲市ホームページ

問合先 都市デザイン課(4階44番窓口)

☎939・1086

【運転免許証返納体験】

返納後の生活が不安な方は、車を手放した後の生活を疑似体験することができます。



▲ホームページ

※運転を強制的に制限するものではありません。

問合先 大阪府警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室

☎06・6908・9121(内線283)

返納体験14日間



65歳以上の参加者には
 タクシー乗車券2000円分 プレゼント♪

こどもの人権110番強化週間

【こまってない? なやんでない? いっしょにかんがえよう!】

信頼できる大人と一緒に考えます。秘密は守ります。



こどもの人権110番 ☎0120・007・110

日時 8月28日(金)～9月3日(木) 8時30分～19時

※29日(土)・30日(日)は10時～17時

※電話だけでなく、1年中インターネットやLINEでも無料で相談できます。



▲ホームページ



▲LINE

問合先 大阪府法務局人権擁護部 ☎06・6942・9492

8月は「こども110番月間」

子どもたちが外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。

《 5つの約束まもうね 》



つれて行かれそうになったら

大声で助けを求め、
 「こども110番の家」に!



「こども110番の家」目印のステッカー▲

問合先 生涯学習課生涯学習・青少年担当(シュラ3階)

☎952・7800